

京都市告示第 483号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年1月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑山崎町9番地の2地先から	旧	メートル 19.60	メートル 8.20
	同区梅ヶ畑古田町3番地の8地先まで	新	19.60	9.05 ~ 11.37

(建設局道路部道路明示課)